

平成 17 年度

包括外部監査結果報告書

第 1 部 下水道事業の財務に関する事務の執行について

第 2 部 ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について

高松市包括外部監査人 中村 秀明

第2部 ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について

目 次

・外部監査の概要	91
1. 外部監査の種類	91
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	91
(1) 外部監査対象期間	91
(2) 外部監査対象部署	91
3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	91
4. 外部監査の方法	91
(1) 監査の視点	91
(2) 主な監査手続	92
5. 外部監査の実施期間	92
6. 外部監査人及び補助者の資格と氏名	92
7. 利害関係	92
・高松市のごみ処理事業の概要	93
1. ごみ処理事業の沿革	93
2. ごみ処理施設	93
(1) 中間処理施設（焼却処理施設）	94
(2) 中間処理施設（破砕処理・再生利用施設）	95
(3) 最終処分場	96
3. ごみ処理事業の組織	97
(1) 機構および事務分掌	97
(2) 人員配置表	98
(3) 職員数の推移	99
4. ごみ・し尿処理事業（清掃費）の歳入および歳出	100
(1) 歳入歳出決算状況の推移	100
(2) 清掃費の歳出決算の推移	101

5. ごみ処理の流れ	102
6. ごみ収集量および処理実績	103
(1) 年度別収集量	103
(2) 1人当たり、1世帯当たり収集量	104
(3) 年度別処理実績	105
7. ごみ処理原価	106
・高松市のし尿処理事業の概要.....	107
1. し尿処理事業の沿革	107
2. し尿処理施設	107
3. し尿等収集量および処理実績	108
4. し尿処理原価	109
5. し尿収集料金	109
6. し尿収集許可業者	110
・外部監査の結果.....	110
・外部監査の結果に添えて提出する意見.....	111
1. ごみ収集手数料について	111
(1) 指定収集袋による手数料	111
(2) 粗大ごみ手数料	113
2. 車両管理について	115
(1) ごみ収集車設置状況	115
(2) ごみ収集車の稼働および積載状況	116
3. 人件費について	118
(1) 特殊勤務手当について	118
(2) 個別監査手続	118
(3) 個別監査の結果	118
4. ごみ・し尿処理原価の原価計算について	119
(1) ごみ処理原価の原価計算	119
(2) し尿処理原価の原価計算	122
(3) 原価計算についての意見	122

(4) 減価償却と有形固定資産についての意見.....	124
5. ごみの収集・運搬業務等の委託について	126
(1) 一般廃棄物の収集・運搬業務	126
(2) 紙・布類の収集運搬業務	131
(3) 紙・布類再資源化のための処理委託	133
(4) 缶・びん・ペットボトル等の再商品化に伴う中間処理、保管・搬出業務等 ..	136

注 .〔端数処理について〕

本報告書における計数は、原則として表示単位未満を切り捨てて表示している。

したがって、内訳を集計した数字が合計と一致しない場合がある。

第2部 ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について

(1) 外部監査対象期間

原則として平成 16 年度（必要に応じて、過年度および平成 17 年度についても対象とした。）

(2) 外部監査対象部署

環境部（環境政策課、環境保全課、廃棄物指導課、環境業務課）

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

ごみ・し尿処理事業は、市民生活の基盤をなす身近なテーマであると同時に、焼却や埋立て等の如何によっては環境問題にもつながる重要なテーマである。ごみ・し尿の適切な事業処理並びにごみの減量化やリサイクルについて市民の関心は高く、高松市の清掃費の一般会計歳出決算に占める割合は各年度とも概ね 5%の位置を占めていることから、ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について、合理性・効率性を監査することが有用であると判断し監査のテーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

ごみの収集運搬は、人手を要する労働集約作業であり、その作業内容の特殊性から各種特殊勤務手当が人件費には存在する。一方、焼却や破碎といった中間処理および埋立という最終処理は、施設装置を整備し運用管理していくという事業の特色がある。これらを踏まえ、ごみの収集運搬、中間処理および最終処分の一連の作業

や事務事業が、経済的・効率的に行われているかどうか、法令および条例等に基づき適正に処理されているかどうかを監査の視点とした。

(2) 主な監査手続

- (a) ごみ収集手数料等について、条例、規則および事実に基づき正しく徴収されているかどうかを検討した。
- (b) ごみ収集関係の管理運営状況や車両の管理状況について、適切に行われているかどうかを検討した。
- (c) 人件費について、条例、規則および事実に基づき正しく支給されているかどうかを検討した。
- (d) ごみ収集および処分事業に係る業務委託について、合規性を確かめた。
- (e) ごみ処理原価について、原価計算が、規則および事実に基づき適切に行われているかどうかを検討した。

5. 外部監査の実施期間

平成 17 年 6 月 9 日から平成 18 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人	公認会計士	中村 秀明
補助者	弁護士	吉田 茂
補助者	公認会計士	加藤 整

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ．高松市のごみ処理事業の概要

1. ごみ処理事業の沿革

高松市のごみ処理事業は、明治 33 年に開始した。

当初は、各戸のごみを手引き車で収集していたが、徐々に機械車を導入、処理施設は、昭和 7 年に固定炉を建設、昭和 46 年には、これを撤去し連続燃焼式焼却炉の高松市清掃工場を建設した。

その後、広域処理の観点から、高松地区広域市町村圏振興計画が策定され、昭和 52 年に高松地区南部広域衛生施設組合および昭和 54 年に高松地区西部広域衛生施設組合が設立され、焼却工場を建設、増設・更新が繰り返されたが、現在、両組合は解散され、高松地区広域市町村圏振興事務組合が事業を承継している。

不燃ごみの処分では、昭和 51 年に千疋処分地の供用が開始されたが昭和 63 年に埋立完了で閉鎖された。昭和 63 年に陶最終処分場の供用が開始され順次整備が行なわれて、現在第 2 処分地が使われている。また、平成 8 年には、塩江最終処分場の供用が開始した。

2. ごみ処理施設

高松市のごみ処理施設は、焼却処理施設、破碎処理・再生利用施設（中間処理施設）および最終処分場がそれぞれ 2 箇所ずつあるが、高松市が設置主体であるのは、高松市一般廃棄物陶最終処分場第 2 処分地のみで、他施設はすべて高松地区広域市町村圏振興事務組合が設置主体である。高松市は、これらの施設へ事業負担金を支払い、事業運営してもらっている。

なお、高松市と塩江町、香南町とが合併したことに伴ない、平成 18 年 1 月 10 日に南部広域クリーンセンターの事業は、高松市へ移管され、平成 18 年 3 月 31 日には高松地区広域市町村圏振興事務組合が解散され、西部広域クリーンセンターの事業も高松市へ引き継がれる予定である。

(1) 中間処理施設（焼却処理施設）

(平成 17 年 7 月 1 日現在)

名 称		南部広域クリーンセンター (ごみ処理施設)	西部広域クリーンセンター (焼却施設)
設置主体		高松地区広域市町村圏 振興事務組合	高松地区広域市町村圏 振興事務組合
所在地		塩江町大字安原下第 3 号 2084 番地 1	高松市川部町 930 番地 1
敷地面積		約 36,000 m ² (廃棄物再生処理施設含む)	16,972 m ² (破砕施設含む)
建物面積		工 場 棟 6,849.12 m ² 浸出水脱塩処理棟 289.09 m ²	工場棟 3,439.89 m ² 管理棟 418.86 m ² 計量棟 84.00 m ²
建物概要		工 場 棟 地上 6 階地下 2 階 浸出水脱塩処理棟 地上 2 階地下 1 階	工場棟 地上 4 階地下 2 階 管理棟 地上 2 階 計量棟 地上 1 階
延床面積		工 場 棟 19,072.05 m ² 浸出水脱塩処理棟 499.70 m ²	工場棟 8,172.65 m ² 管理棟 805.67 m ² 計量棟 84.00 m ²
工 期	着 工	平成 12 年 12 月 22 日	昭和 59 年 9 月 25 日
	竣 工	平成 16 年 3 月 15 日	昭和 63 年 3 月 10 日
建設費		建設費：13,936,062 千円 用地費：639,563 千円 用地造成費：232,050 千円 (用地費・造成費には、廃棄物再生利用施設分を含む。)	6,557,496 千円 うち用地費 332,496 千円
焼却能力		300 t / 24 h	280 t / 24 h
焼却炉	炉型式	連続式流動床炉型ガス化溶融方式	全連続燃焼方式 (デ・ロール式)
	基 数	100 t / 24 h × 3 基	140 t / 24 h × 2 基
	煙突高	40m	70m
集塵装置		バグフィルター	電気集塵器

(2) 中間処理施設（破砕処理・再生利用施設）

(平成 17 年 7 月 1 日現在)

名 称	西部広域クリーンセンター (破砕施設)	南部広域クリーンセンター (廃棄物再生利用施設)	
設置主体	高松地区広域市町村圏 振興事務組合	高松地区広域市町村圏 振興事務組合	
所在地	高松市川部町 930 番地 1	塩江町大字安原下第 3 号 2084 番地 1	
敷地面積	16,972 m ² (焼却施設含む)	約 36,000 m ² (ごみ処理施設含む)	
建物面積	工場棟 2,636.04 m ²	工場棟 5,651.83 m ² 管理棟 1,155.67 m ² 計量棟 296.14 m ²	
建物概要	工場棟 地上 4 階地下 1 階	工場棟 地上 4 階地下 1 階 管理棟 地上 3 階 計量棟 地上 1 階	
延床面積	工場棟 5,947.67 m ²	工場棟 12,866.67 m ² 管理棟 2,792.53 m ² 計量棟 296.14 m ²	
工 期	着 工	平成 7 年 7 月 20 日	平成 12 年 12 月 22 日
	竣 工	平成 9 年 3 月 27 日	平成 15 年 3 月 28 日
建設費	4,841,000 千円	3,953,250 千円 (管理棟・搬入管理設備含む)	
処理能力	100 t / 5 h	【破砕系統】 破砕ごみライン 35t/5h 【選別系統】 選別系統 35t/5h (缶・ビン・ペットボトルライン 23.3t/5h) (プラスチックごみライン 11.7t/5h) 紙類圧縮梱包設備 1.9t/5h	
選別方法	磁力・アルミ・粒度・風力選別	【破砕系統】 磁力・アルミ・粒度選別 【選別系統】 磁力・アルミ・風力・自動色選別	
対象物	破砕ごみおよび粗大ごみ	【破砕系統】 破砕ごみおよび粗大ごみ 【選別系統】 資源化ごみ	
貯留搬出設備	貯留ホッパー 7 基	【破砕系統】 ヤード式 【選別系統】 ヤード式	

(3) 最終処分場

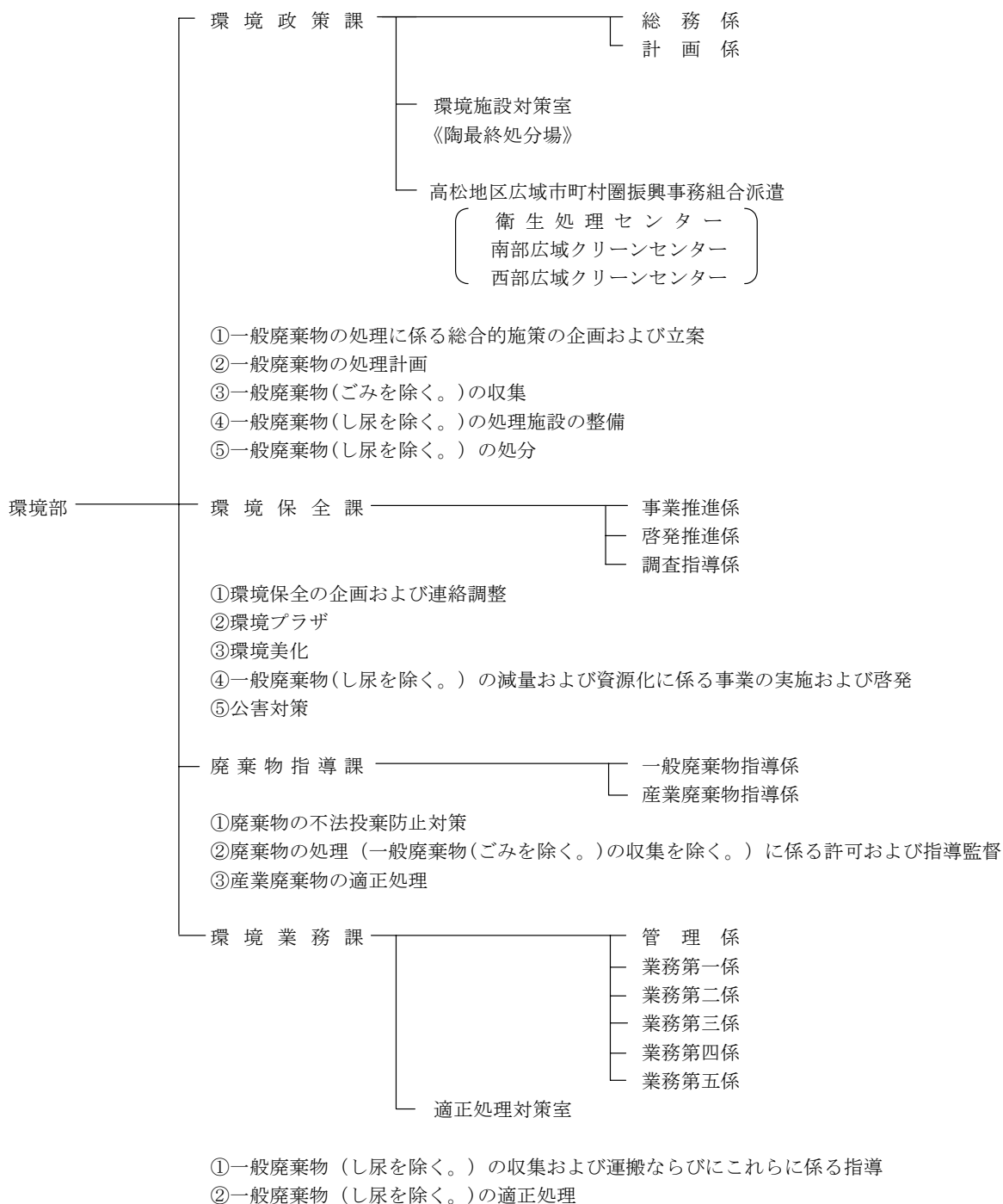
(平成 17 年 7 月 1 日現在)

名 称	高松市一般廃棄物 陶最終処分場第 2 処分地	南部広域クリーンセンター 埋立処分地
設置主体	高 松 市	高松地区広域市町村圏 振興事務組合
所 在 地	綾南町大字陶 4954 番地	塩江町大字安原下第 3 号 2084 番地 1
総 面 積	58,500 m ²	75,381 m ² (ごみ処理施設含む)
埋立面積	17,000 m ² (1 期) 17,200 m ² (2 期)	43,800 m ²
埋立容量	136,900 m ³ (1 期) 168,900 m ³ (2 期)	472,200 m ³ (うち改良部分: 118,100 m ³)
埋立方式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式
埋立期間	平成 10 年 10 月 1 日～(継続中)	昭和 54 年 9 月 13 日～(継続中)
工 期	【1 期】 平成 8 年 9 月 30 日～平成 10 年 3 月 27 日 【2 期】 平成 14 年 10 月 2 日～平成 15 年 9 月 19 日	昭和 53 年 8 月 14 日～昭和 54 年 7 月 31 日 【施設改良工事】 平成 12 年 12 月 22 日～平成 14 年 3 月 20 日 【既設污水处理施設改造工事】 平成 15 年 6 月 2 日～平成 16 年 3 月 15 日 【污水处理施設カルシウム除去設備整備工事】 平成 15 年 7 月 15 日～平成 16 年 3 月 15 日
建 設 費	【1 期】 1,186,560 千円 (浸出液処理施設等を含む) 【2 期】 320,193 千円	691,096 千円 (用地・污水处理施設設備費を含む) 【施設改良工事】 411,600 千円 ・改良工事 372,750 千円 ・設備工事 38,850 千円 【既設污水处理施設改造工事】 153,050 千円(配管布設費を含む) ・施設改造工事 129,150 千円 ・配管布設工事 23,900 千円 【污水处理施設カルシウム除去設備整備工事】 530,896 千円(用地造成費を含む) ・設備整備工事 510,300 千円 ・用地造成工事 20,596 千円
污水处理施設	浸出液処理棟 建設面積 196.54 m ² 延床面積 217.76 m ² 調整槽 1,200 m ³	污水处理施設 建設面積 72.00 m ² 延床面積 144.00 m ² カルシウム除去設備棟 建設面積 321.58 m ² 延床面積 774.86 m ²
污水处理方式	接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過 +活性炭吸着	カルシウム除去+脱窒素活性汚泥法 +凝集沈殿+砂ろ過+マンガン除去 +活性炭吸着
污水处理能力	50 m ³ /日	130 m ³ /日

3. ごみ処理事業の組織

(1) 機構および事務分掌

(平成17年7月1日現在)



(2) 人員配置表

(平成17年7月1日現在)

区 分	環 境 政 策 課						環 境 保 全 課			廃 棄 物 指 導 課		環 境 業 務 課							合 計	
	総 務 係	計 画 係	環 境 施 設 対 策 室	陶 最 終 処 分 場	高松地区広域 市町村圏振興 事務組合派遣			事 業 推 進 係	啓 発 推 進 係	調 査 指 導 係	一 般 廃 棄 物 指 導 係	産 業 廃 棄 物 指 導 係	管 理 係	業 務 第 一 係	業 務 第 二 係	業 務 第 三 係	業 務 第 四 係	業 務 第 五 係		適 正 処 理 対 策 室
					衛 生 処 理 セ ン タ ー	南 部 広 域	西 部 広 域													
[補職名] 部長	1											1							2	
部次長 (副参事)	1				1		1					1							4	
課 長	1						1			1									9	
室 長			1															1		
業 務 長													1							
主 幹					2	1													18	
課長補佐	1						4	3		1		2								
業務長補佐													2							
副 主 幹			1		1	1				1								1		
係 場 長	1			1	2	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	57	
副 主 幹			1	1	1		3	1			1		1	1	2	1	1	2		
主 査		1	3		3	2	3	1			1		1	1		1	1	2		
主席主任 主任主事	2				2		4		1	1	1	1	3			1	2		135	
主任技師			1	3	3		18			3			7	11	12	13	9	7		
主 事												1								
技 師					2		7			1			1	7	3	4	3			
小 計	7	1	7	5	17	5	45	7	2	6	5	4	7	17	21	18	21	17	13	
合 計	87						15			9		114							225	

(3) 職員数の推移

高松市環境部の職員数の推移は、次のとおりである。平成16年度に組織改革が行われ、課名や職務内容が変わったことに伴ない合計人数は、12名減少した。平成17年度は、更に3名減少し合計人数は225名である。

(単位：人)

所 属 \ 年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
環境政策課	—	—	—	20	20
(環境総務課)	20	23	21	—	—
派遣	南部広域センター	1	1	4	5
	西部広域センター	47	47	46	45
	衛生処理センター	22	22	22	19
環境保全課	15	15	15	15	15
廃棄物指導課	—	—	—	9	9
(リサイクル推進課)	32	34	35	—	—
(クリーン事業課)	98	97	97	—	—
環境業務課	—	—	—	115	114
合 計	235	239	240	228	225

注1 ()は旧組織の課名である。

注2 職員数は毎年度の7月1日現在の人数である。

注3 南部広域センターは、南部広域クリーンセンターの略で平成15年度までの南部広域清掃センターの人数を含み、西部広域センターは、西部広域クリーンセンターの略である。

4. ごみ・し尿処理事業(清掃費)の歳入および歳出

(1) 歳入歳出決算状況の推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
使用料及び手数料	97,265	71,524	74,940	64,505	366,147
国庫支出金	2,600	—	45,972	101,227	140,229
県支出金	7,412	4,250	14,322	19,195	21,163
諸収入	187,729	119,702	80,662	119,042	127,718
資源物売却収入	33,818	29,407	41,623	74,666	58,349
職員派遣費用収入	35,494	37,346	37,282	44,357	67,123
その他	118,417	52,949	1,757	19	2,246
基金繰入金	300,000	—	—	—	—
市債	324,600	43,000	47,300	104,400	—
その他収入	3	2	2	6	6
歳入合計	919,609	238,478	263,198	408,375	655,263
人件費	1,127,474	1,146,462	1,172,923	1,171,377	1,107,603
委託料	1,240,834	1,456,493	1,441,440	1,391,337	1,650,812
工事請負費	674,270	76,138	140,799	222,557	1,692
負担金補助及び交付金	4,072,649	3,383,092	2,751,924	3,675,518	3,097,202
南部広域清掃センター	1,841,186	1,350,553	1,045,837	2,014,735	1,647,600
西部広域クリーンセンター	1,637,408	1,437,870	1,190,561	1,062,088	914,874
衛生処理センター	463,626	417,894	422,681	513,636	432,543
その他	130,429	176,775	92,845	85,059	102,185
その他支出	214,705	165,452	149,760	169,797	297,479
歳出合計	7,329,932	6,227,637	5,656,846	6,630,586	6,154,788

高松市のごみ・し尿処理事業(清掃費)の歳入および歳出の推移は、上記のとおりである。

歳入は、各年度により基金の繰入金・市債・国庫支出金等の有無によって大きく変動している。使用料及び手数料が平成16年度から大きく増加しているのは、平成16年10月に可燃ごみ・破砕ごみの指定収集袋を有料にしたことによるものである。諸収入の金額が比較的大きいのは、主として資源ごみの売却収入と派遣職員の退職給与引当負担金の受入である。高松市は、施設運営の特徴としてごみ処理施設の運営を直営1施設以外すべて高松地区広域市町村圏振興事務組合を通じて行っており各施設へ市職員を派遣しているため、このような処理が必要とされる。

諸収入のその他が、平成12年度に118,417千円、平成13年度に52,949千円と異常に大きいのは、南部広域清掃センター事業新清掃工場の過年度費用の戻し入れ

収入が、高松地区広域市町村圏振興事務組合から平成12年度に105,628千円、平成13年度に51,541千円入っているからである。

歳出は、人件費、委託料および高松地区広域市町村圏振興事務組合へ支払う負担金、補助及び交付金が大部分を占めており、平成16年度で5,855,617千円と歳出合計6,154,788千円の95.1%となっている。

(2) 清掃費の歳出決算の推移

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
① 清掃費決算額	(千円)	7,329,932	6,227,637	5,656,846	6,630,586	6,154,788
② 一般会計歳出決算額	(千円)	119,795,226	113,542,375	110,095,353	120,084,876	118,140,033
清掃費比率 ①/②	(%)	6.1	5.4	5.1	5.5	5.2
③ 人 口(4月1日現在)	(人)	332,590	331,623	331,915	332,969	333,439
④ 世帯数(4月1日現在)	(世帯)	130,047	131,352	132,711	134,230	135,719
1人当たり清掃費 ①/③	(千円)	22,039	18,779	17,043	19,914	18,459
1世帯当たり清掃費 ①/④	(千円)	56,364	47,412	42,625	49,397	45,350

清掃費および一般会計歳出決算の推移は、上記のとおりである。

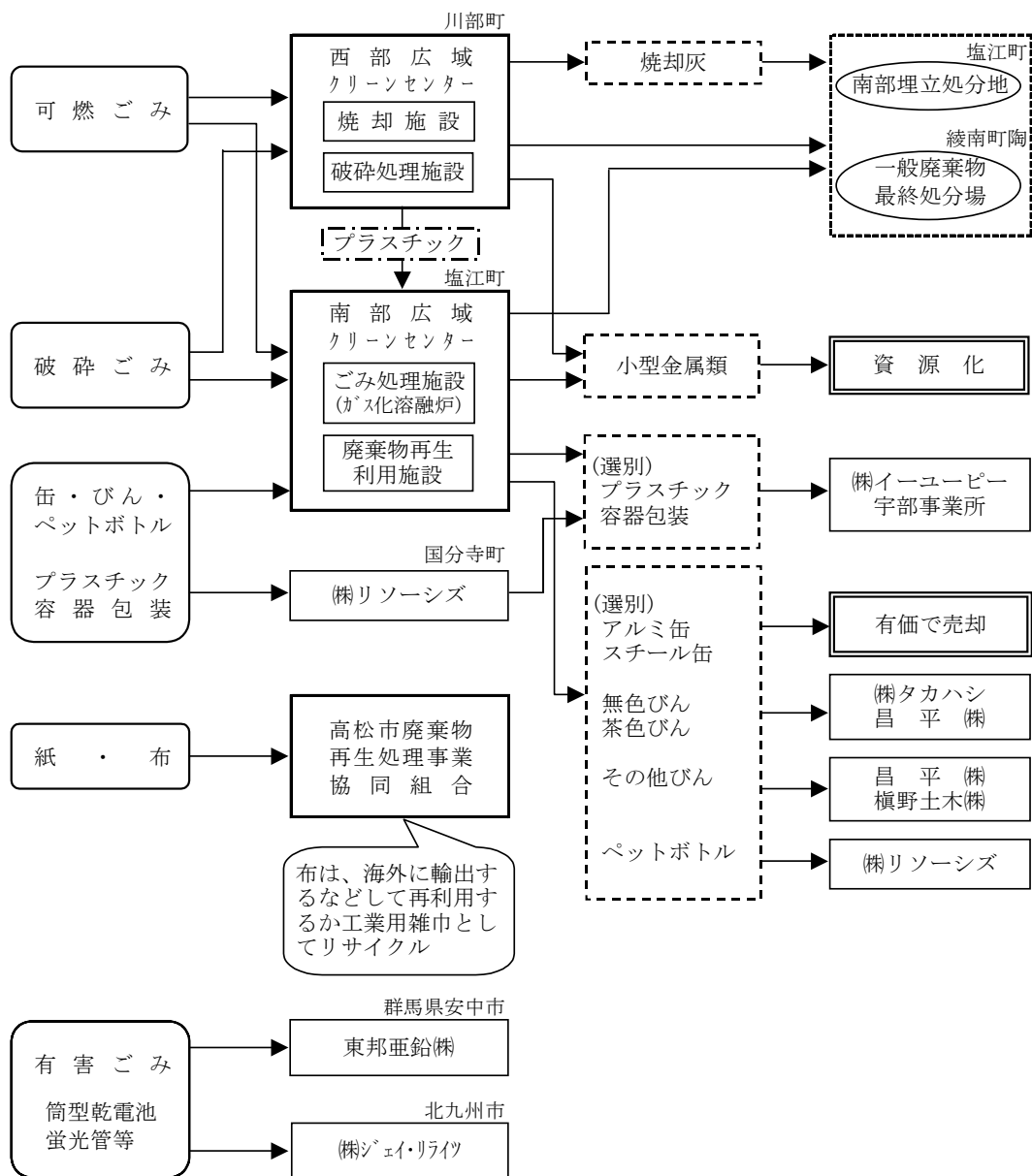
清掃費比率は、平成12年度には6.1%あったが、その後の年度は概ね5%台で推移しており、平成16年度は5.2%であった。

また、高松市の1人当たり清掃費および1世帯当たりの清掃費は、平成15年度に比べ平成16年度は減少し改善されているといえるが、5年間の推移では平成14年度が1番少なく、年度により増加したり減少したりしている。これは、この5年間で、ちょうど南部広域清掃センター埋立処分地、南部広域クリーンセンターおよび陶最終処分場第2処分地の施設整備事業に係る年度であったので施設整備費の大きな金額が年度により相当に異なっているからであるが、いずれも平成16年度までに竣工しているため、平成17年度予算においては清掃費は、減少している。

5. ごみ処理の流れ

ごみ処理の業務は、収集運搬、次いで中間処理として焼却・破碎・再生利用、そして最終処分（埋立）という流れになる。高松市では基本的に家庭系のごみの収集運搬については、直営または委託により運営されており、事業系のごみの収集運搬については、主に市の許可を受けた7社の一般廃棄物収集運搬業者が、ごみの排出者と直接契約を結び行われている。

(平成 17 年 4 月 1 日現在)



6. ごみ収集量および処理実績

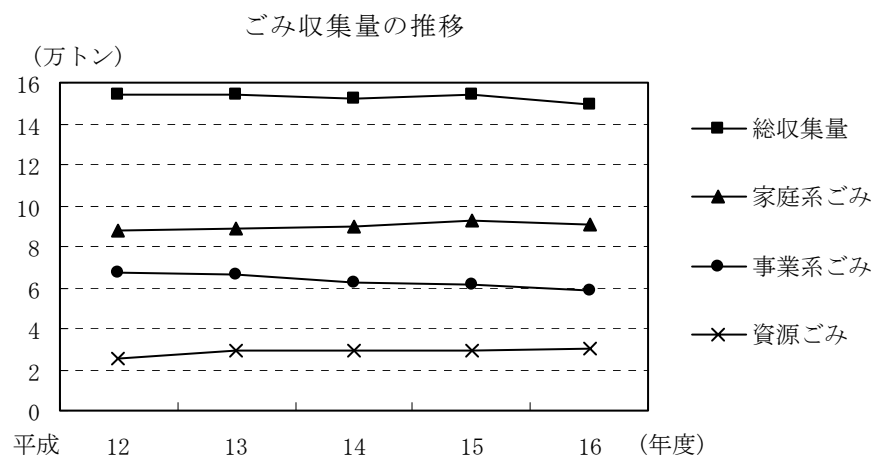
(1) 年度別収集量

(単位：トン)

区 分			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
							災害ごみを含む	災害ごみを除く
家 庭 系	定期収集	可 燃	54,292	53,014	53,354	54,696	52,546	51,924
		破 砕	6,675	5,992	6,429	6,627	7,297	7,297
		缶・びん・ペット	5,740	5,836	5,927	5,792	5,622	5,622
		プラスチック容器包装	3,049	4,193	4,383	4,654	4,668	4,668
		紙 ・ 布	16,417	18,713	18,445	19,045	20,066	20,066
		有 害 ご み	84	55	44	50	45	45
	臨時収集	破 砕	1,284	912	1,353	1,388	1,706	1,492
家庭系小計			87,541	88,715	89,935	92,252	91,950	91,114
事 業 系	許可業者	可 燃	52,055	51,384	49,969	49,566	47,839	47,839
		破 砕	5,738	7,261	6,832	6,503	5,837	5,837
		缶・びん・ペット	—	—	—	54	149	149
		計	57,793	58,644	56,801	56,123	53,825	53,825
	持ち込み	可 燃	3,041	3,438	3,110	3,216	3,418	2,790
		破 砕	6,148	3,797	2,120	2,373	36,180	1,694
		缶・びん・ペット	—	—	—	—	12	12
		計	9,189	7,235	5,230	5,589	39,610	4,496
事業系小計			66,982	65,880	62,031	61,712	93,435	58,321
収集量合計		可 燃	109,388	107,836	106,433	107,478	103,803	102,553
		破 砕	19,845	17,962	16,734	16,891	51,020	16,320
		資源物(有害含)	25,290	28,797	28,799	29,595	30,562	30,562
		計	154,523	154,595	151,966	153,964	185,385	149,435

平成16年度は、8月に台風16号による高潮で市沿岸部を中心に広範囲にわたる浸水被害があり、10月には台風23号による集中豪雨で河川の越流等の浸水被害が再びあり、例年にはない多量の災害ごみが発生した。

災害ごみを除いてみれば、ごみの総収集量は約15万トンで横這い状態で推移している。



家庭系ごみは、平成12年度から平成15年度まで人口および世帯数の増加に伴って増加する傾向であったが、平成16年10月より指定収集袋が有料化されたことにより平成16年度は減少している。

事業系ごみは、IT化による紙使用量の減少もあり、また高松市の事業所数の減少により、減少傾向にある。

一方、資源ごみは、毎年度増加傾向にある。

(2) 1人当たり、1世帯当たり収集量

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
人 口(人) (10月1日)	332,866	333,906	334,363	335,002	335,406
世帯数(世帯) (10月1日)	131,309	133,192	134,431	135,862	137,299
1人当たり総収集量(kg/年)	464	463	454	460	446
1世帯当たり総収集量(kg/年)	1,177	1,161	1,130	1,133	1,088

注 総収集量には事業系ごみ・資源ごみを含む。

1人当たりごみ収集量も、1世帯当たりのごみ収集量も、僅かではあるが毎年度減少傾向である。

(3) 年度別処理実績

(単位：ト)

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
						災害ごみを含む	災害ごみを除く	
処 理 量 等	焼却処理	南部広域清掃センター	32,658	32,556	32,121	26,569	—	—
		南部広域クリーンセンター	—	—	—	16,144	53,310	52,533
		西部広域クリーンセンター	76,731	75,280	74,312	64,765	50,493	50,020
		小 計	109,389	107,836	106,433	107,478	103,803	102,553
	破碎・圧縮 処 理 等	西部広域クリーンセンター	11,475	11,742	11,676	12,738	10,686	10,686
		南部広域クリーンセンター	—	—	262	1,199	4,539	4,525
		陶最終処分場(簡易破碎)	219	649	951	577	436	436
		小 計	11,694	12,391	12,889	14,514	15,661	15,647
	再生・無害 化 処 理	南部広域クリーンセンター	—	—	275	103	4,171	4,171
		選別・無害化処理委託	25,290	28,797	28,524	29,492	26,391	26,391
		小 計	25,290	28,797	28,799	29,595	30,562	30,562
	埋立処分	陶 最 終 処 分 場	8,150	5,571	3,845	2,377	35,359	673
	処 理 量 合 計		154,523	154,595	151,966	153,964	185,385	149,435

注1 平成14、15年度の南部広域クリーンセンターは、試運転期間の処理量を含む。

注2 処理量について、焼却・破碎等の中間処理量のみとし、中間処理後残さの埋立処分量は含まない。

焼却処理されるごみは、僅かながら減少傾向にある。破碎・圧縮処理されるごみや再生・無害化処理されるごみは、毎年度増加している。これら中間処理されるごみが増加するに伴って最終処分される埋立ごみは、減少している。

7. ごみ処理原価

高松市では、毎年度のごみ処理原価について原価計算を行っている。

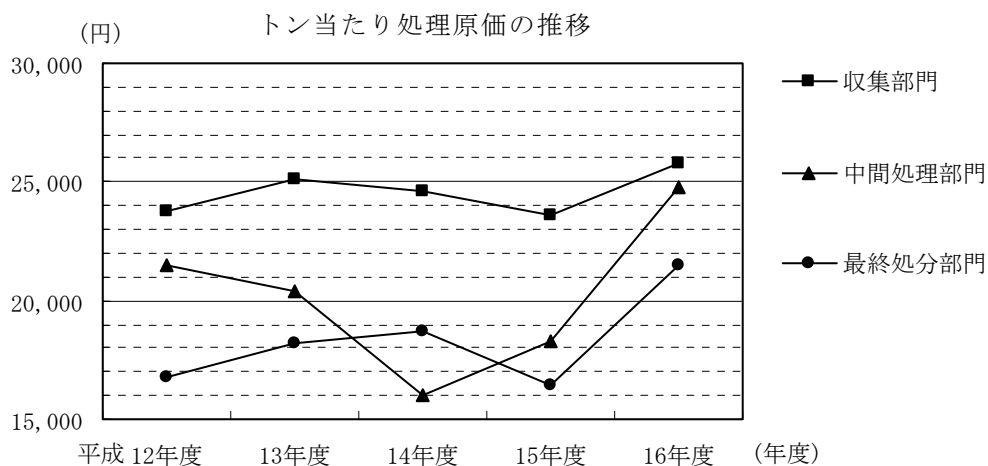
これに基づいた過去5年間の事業部門毎のごみ処理原価の推移は、次のとおりである。

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収集部門						
処理原価(千円)	①	2,082,532	2,225,756	2,203,594	2,174,165	2,351,052
収集量(t)	②	87,542	88,715	89,442	92,252	91,114
トン当たり処理原価(円)	①/②	23,789	25,089	24,637	23,568	25,803
中間処理部門						
処理原価(千円)	③	3,069,127	3,061,986	2,401,989	2,821,899	3,862,951
処理量(t)	④	142,635	150,251	149,922	154,256	156,158
トン当たり処理原価(円)	③/④	21,517	20,379	16,022	18,294	24,737
最終処理部門						
処理原価(千円)	⑤	558,131	576,985	565,368	475,670	431,356
処理量(t)	⑥	33,347	31,673	30,172	29,007	20,058
トン当たり処理原価(円)	⑤/⑥	16,737	18,217	18,738	16,398	21,505
処理原価合計		5,709,791	5,864,729	5,170,951	5,471,736	6,645,360

注1 管理部門の経費は、各部門へ配賦している。

注2 減価償却費も各部門へ賦課している。

トン当たり各事業部門別の処理原価をグラフで示せば、次のとおりである。



Ⅲ. 高松市のし尿処理事業の概要

1. し尿処理事業の沿革

高松市のし尿処理事業は、昭和 29 年清掃法の施行に伴ない開始した。当初は、家庭および事業所のくみ取りは許可業者で、学校等市施設は直営で対処していたが、化学肥料の農村への普及と、し尿量の増加により昭和 37 年には海洋処分を開始した。海洋処分は、瀬戸内海への海洋処分が昭和 48 年で禁止となったため、し尿処分中継所を設け外洋処分に切り替えた。

一方、昭和 43 年には硝化槽方式の陸上処理施設が竣工し、その後公共下水道による水洗便所の普及も進んでいくなか、昭和 62 年高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターが竣工し操業を開始し、し尿処理事業は、高松市と周辺 9 町の同組合による広域事業として営むこととなった。高松市は、衛生処理センターの操業とともにし尿の海洋処分を廃止した。

2. し尿処理施設

高松市のし尿処理施設は次の 2 施設であるが、ともに設置主体は、高松地区広域市町村圏振興事務組合である。

収集業者により収集された高松市および周辺 9 町のし尿は、一旦衛生処理センター中継所に貯留され、し尿運搬船「東光丸」で衛生処理センターへ海上輸送され処理される。

(平成 17 年 7 月 1 日現在)

名 称		衛生処理センター	衛生処理センター中継所
設置主体		高松地区広域市町村圏 振興事務組合	高松地区広域市町村圏 振興事務組合
所在地		高松市亀水町 458 番地 3	高松市朝日町五丁目 5 番 56 号
敷地面積		27,002 m ²	3,378.45 m ²
建物面積		処理棟 2,491.71 m ² 管理棟 381.91 m ² 渡廊下 16.00 m ²	受入棟 929.50 m ² 管理棟 490.82 m ² 駐輪場 12.00 m ²
建物概要		処理棟 地上 2 階地下 1 階 管理棟 地上 2 階	受入棟 地上 1 階地下 1 階 管理棟 地上 2 階
延床面積		6,623.83 m ²	2,663.07 m ²
工 期	着 工	昭和 58 年 9 月 12 日	平成 7 年 7 月 20 日
	竣 工	昭和 62 年 3 月 31 日	平成 9 年 3 月 7 日
総事業費		2,846,000 千円	1,689,864 千円
処理方式		高負荷脱窒素処理方式	—
能 力		処理能力 320kℓ/日	貯留能力 1,500kℓ
脱臭方法		【高濃度臭気】 薬洗脱臭＋活性炭吸着 【中低濃度臭気】 薬洗脱臭＋活性炭吸着 【極低濃度臭気】 活性炭吸着	【高濃度臭気】 薬洗脱臭 【低濃度臭気】 活性炭吸着

3. し尿等収集量および処理実績

高松市の公共下水道による水洗便所の普及とともに、し尿等の収集量は、減少傾向にある。

(単位：kℓ)

区 分 年 度	収 集 量			処 理 量
	し尿	浄化槽汚泥	合計	衛生処理センター
平成12年度	19,958	27,271	47,229	47,229
平成13年度	19,189	26,193	45,382	45,382
平成14年度	17,908	28,374	46,282	46,282
平成15年度	17,649	28,352	46,001	46,001
平成16年度	18,196	28,603	46,799	46,799

衛生処理センターは、平成 15 年には脱水汚泥を焼却処理することを止め、セメント原料へリサイクル活用するため脱水汚泥処理を外部委託に切り替えた。

4. し尿処理原価

し尿処理原価の推移は、次のとおりである。

年 度 \ 区 分	処理経費 (千円)	処理量 (kℓ)	処理原価 (円/kℓ)
平成12年度	334,839	47,229	7,090
平成13年度	323,638	45,382	7,131
平成14年度	336,270	46,282	7,266
平成15年度	417,383	46,001	9,073
平成16年度	351,597	46,799	7,513

5. し尿収集料金

し尿収集料金の推移は、次のとおりである。改定時期のスペンは長く、現行料金は、平成7年10月1日に改定されたものである。

基準 改定日	定 額 制 (一般家庭)		従 量 制 (事業所等) (円/18ℓ)	特別料金		
	人 数 割 (円/人・月)	回 数 割 (円/回)		ホ-ス2本(40m)を 超える場合 (円/本)	軽四輪車による 収集の場合 (円/回)	一般家庭用 無臭トイレの場合 (円/回)
昭和52. 8. 1	150	160	95	100	200	—
昭和55. 1. 1	180	190	115	150	250	250
昭和59. 8. 1	230	240	150	200	320	320
平成 2.10. 1	290	300	190	250	410	410
平成 7.10. 1	330	340	210	280	460	460

6. し尿収集許可業者

高松市は、し尿の収集について業者に許可を与えてこれを行っている。許可業者の許可の開始は古く、高松市のし尿処理事業が開始した当初からの2社は52年前、最も後で許可を得た業者も40年前に許可を取得している。

許可業者は次の5業者である。

許可開始日	業者名	台数
昭和29年9月1日	高松清掃株式会社	13台
昭和29年9月1日	株式会社 高松衛生社	7台
昭和31年11月12日	香川県清掃農業協同組合	5台
昭和37年4月1日	株式会社 新日本清掃	4台
昭和41年7月1日	株式会社 三木山田清掃	2台

IV. 外部監査の結果

ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について外部監査を実施した結果、外部監査の結果に添えて提出する意見に記載した個別の問題点や改善事項はあるが、総合的には概ね適正に執行されており、外部監査の結果として記載すべき事項はない。

外部監査の結果に添えて提出する意見

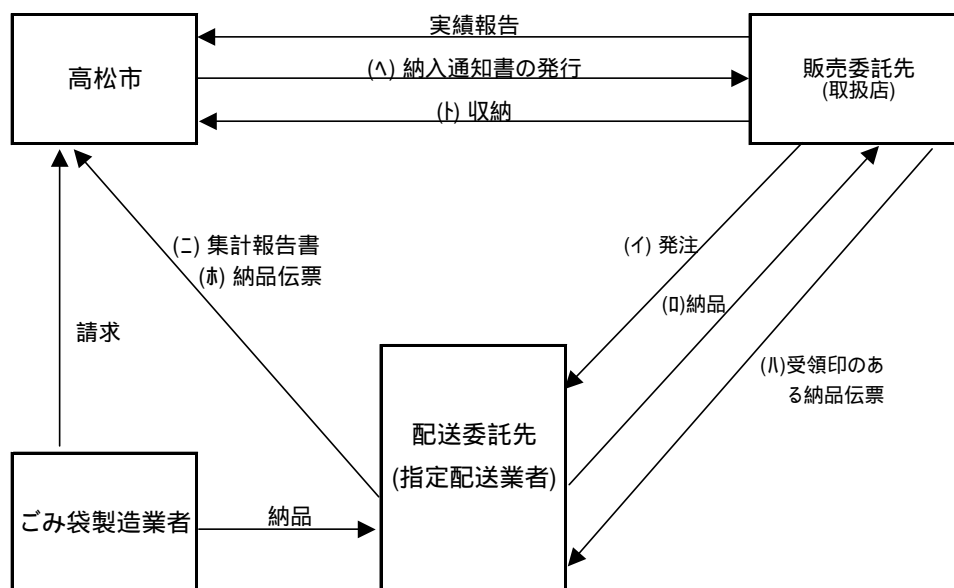
1. ごみ収集手数料について

(1) 指定収集袋による手数料

高松市の条例によれば、平成16年10月1日より指定収集袋による手数料は、次のとおり定められている。

種別	処理区分	単位	手数料
家庭系一般廃棄物(第12条第1項の規定により指定収集袋を使用しなければならないものに限る)	収集、運搬および処分	指定収集袋(大) 1袋につき	40円
		指定収集袋(中) 1袋につき	30円
		指定収集袋(小) 1袋につき	20円
		指定収集袋(特小) 1袋につき	10円

指定収集袋の受注から納品及び手数料の収納までのフロ -



[コメント]

- (イ) 取扱店は、FAXまたは電話で、配送委託先へ発注する。
- (ロ)(ハ) 配送委託先は、納品の際に、販売委託先より納品伝票に受領印を受けている。
- (ニ) 配送委託先は、納品実績について、月ごとに集計したデータファイルをE-mailで環境業務課へ送付する。
- (ホ) 配送委託先は、販売委託先より入手した受領印のある納品伝票を環境業務課へ送付する。
- (ハ) 環境業務課でデータファイルと納品伝票を照合し、納入通知書を発行する。
- (ト) 収納済のものについては、消し込みを行ない未収納リストにより収納管理を行なう。

個別監査手続

- (a) サンプルング抽出した指定業者について、一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書、市税納付状況等を閲覧し、高松市の適格要件を満たしているかどうかを確認した。
- (b) 収納事務に係る指定業者との委託契約書を年度毎に更新しているかどうかを確認した。
- (c) 配送委託先である指定配送業者の在庫管理状況について、高松市が定期的に把握しているかどうかを確認した。
- (d) 指定配送業者が作成した集計報告書入手し、販売委託先からの受領印のある納品伝票と照合を実施しているかどうかを確認した。
- (e) 集計報告書に基づき納入通知一覧を作成し、納入通知書の発行を行なっているか、また取扱手数料は、要綱に準拠し正しく算出されているかどうかを確認した。
- (f) 収納の消し込みは確実にこなわれ、滞納金管理が適正に行なわれているかどうかを確認した。

問題点および改善事項

(a) 指定収集袋の在庫管理について

高松市は、指定配送業者に販売委託先からの指定収集袋の受注および納品についての業務を委託している。指定収集袋は、製造業者から指定配送業者に納品され、指定配送業者が販売委託先から注文を受けて納品をする。高松市は、指定収集袋の納品の集計報告書を受け納入通知書を発行し、代金が収納されて歳入として計上している。したがって、指定配送業者で保管されている指定収集袋は、高松市の在庫であり、環境業務課の担当者が年1回在庫の管理状況を確認している。その際、実地棚卸により現品の確認をし、指定配送業者が作成している在庫報告表と照合を実施しているということであるが、その証跡が残されていない。高松市が実施している指定配送業者へ保管させている在庫の確認については、実地棚卸の資料を残し、環境業務課担当者および上司が押印しておくことが望ましい。

(b) 指定配送業者作成の集計報告書と納品伝票の照合について

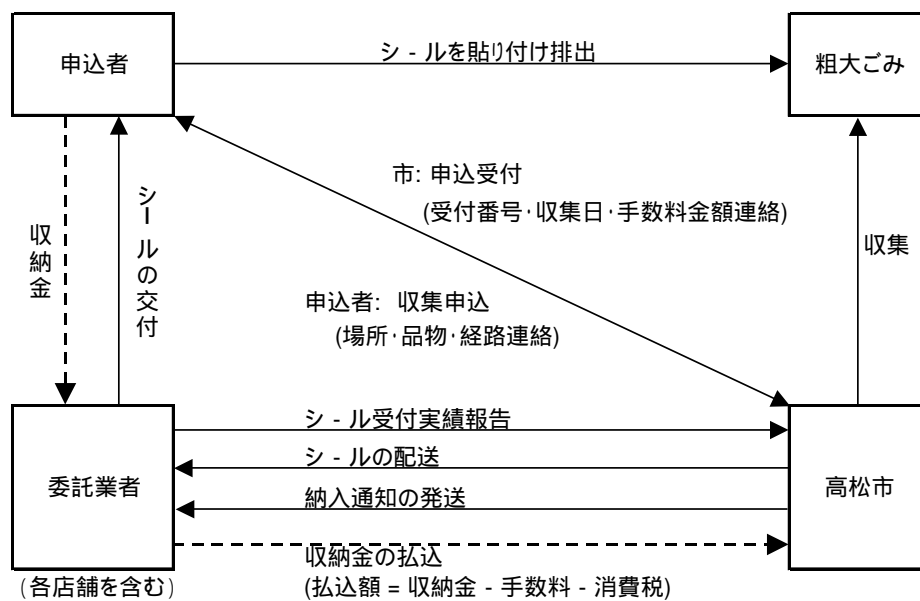
指定配送業者は、販売委託先への納入実績について集計報告書を作成している。環境業務課の担当者は、この集計報告書が販売委託先からの受領印のある納品伝票に基づいて作成されていることを確認しているということであるが、これも証跡が残されていない。この集計報告書は販売委託先に対する納入通知書作成の基礎資料となるものであり、環境業務課の担当者および上司の確認印を残すようにしておくことが望ましい。

(2) 粗大ごみ手数料

高松市の条例によれば粗大ごみに関する手数料は、次のとおりに定められている。

種 別	処 理 区 分	手 数 料
臨時に収集し、運搬し、および処分する家庭系一般廃棄物 (特定家庭用機器廃棄物を除く)	収集、運搬 および処分	1品目につき、2,000円を超えない範囲内において当該家庭系一般廃棄物の特性、その処理に要する費用等を勘案して規則で定める額
臨時に収集し、および運搬する特定家庭用機器廃棄物	収集および運搬	1台につき 2,000円

粗大ごみ手数料収納のフロー



個別監査手続

- (a) サンプルング抽出した委託業者について、臨時・粗大ごみ処理シ - ル取扱申請書および委託契約書を閲覧し、高松市の適格要件を満たしているかどうかを確認した。
- (b) 委託業者からの臨時・粗大ごみ処理シ - ル交付実績報告書を閲覧し、委託業者におけるシ - ルの管理状況を確認した。
- (c) 委託業者に対する納入通知が、臨時・粗大ごみ処理シ - ル交付実績報告書に基づき作成されているかどうかを確認した。
- (d) 委託料が、高松市の要綱に準拠して算出されているかどうかを確認した。
- (e) 収納の消し込みは確実に行なわれ、滞納金管理が適正に行なわれているかどうかを確認した。

問題点および改善事項

臨時・粗大ごみ処理シ - ルの管理について

委託業者は保管している臨時・粗大ごみ処理シ - ルについて、毎月の処理シ - ルの交付実績について、翌月 5 日までに実績報告書を高松市に提出することになっている。高松市は、この実績報告書に基づき、委託業者に対し収納金額、委託料および納入通知額を記載した納入通知書を作成しているが、実績報告書に記載されている処理シ - ルの交付枚数(いわゆる売上枚数)については裏付けとなるものがなく、その信憑性が問われるところである。したがって、高松市としては定期的に委託業者に赴いてシ - ルの管理状況を確認するとともに、委託業者の各店舗でのシ - ルの保管状況を把握する等の方策を講じるべきである。

2. 車両管理について

(1) ごみ収集車設置状況

環境業務課で管理しているごみ収集関係車両の設置状況は、次のとおりである。

(平成17年9月現在)

種類		車番	車両タイプ	登録年月日	車種	最大積載量	備考
機械車	1	香川 88-7544	圧縮	H 4.8.10	4 t	2,000 k	用途別車両
	2	香川 88-8130	回転	H 5.8.27	4 t	2,500 k	用途別車両
	3	香川 88-4009	圧縮	H 5.8.26	5.5 t	2,600 k	
	4	香川 88-4016	圧縮	H 5.8.26	5.5 t	2,600 k	
	5	香川 88-4019	圧縮	H 5.8.26	5.5 t	2,700 k	用途別車両
	6	香川 88-4024	圧縮	H 6.9.30	5.5 t	2,900 k	
	7	香川 88-8721	回転	H 6.9.28	4 t	2,500 k	
	8	香川 88-9513	圧縮	H 7.11.29	2 t	2,000 k	
	9	香川 88-9514	圧縮	H 7.11.29	2 t	2,000 k	予備車両
	10	香川 88-9534	圧縮	H 7.12.8	3 t	2,900 k	
	11	香川 88-9535	回転	H 7.12.7	2.75 t	2,750 k	
	12	香川 88-208	圧縮	H 8.9.25	4 t	2,100 k	
	13	香川 88-210	回転	H 8.9.25	4 t	2,500 k	
	14	香川 88-211	回転	H 8.9.25	4 t	2,500 k	
	15	香川 88-212	圧縮	H 8.9.25	4 t	1,750 k	用途別車両
	16	香川 88-213	圧縮	H 8.9.25	4 t	1,750 k	用途別車両
	17	香川 88-4026	圧縮	H 8.9.25	5.5 t	3,200 k	
	18	香川 88-1090	圧縮	H 9.9.16	4 t	2,100 k	
	19	香川 88-1091	圧縮	H 9.9.16	4 t	2,100 k	
	20	香川 88-1092	圧縮	H 9.9.16	4 t	1,850 k	
	21	香川 88-1132	圧縮	H 9.9.29	2 t	2,000 k	予備車両
	22	香川 800-2425	回転	H 13.10.18	4 t	2,150 k	
	23	香川 800-3116	回転	H 14.9.18	4 t	2,250 k	低公害車
	24	香川 800-3796	回転	H 15.8.04	4 t	2,200 k	低公害車
	25	香川 800-4523	回転	H 16.8.09	4 t	2,200 k	低公害車
	26	香川 800-4610	回転	H 16.9.30	4 t	2,050 k	天然ガス車
	27	香川 800-4522	回転	H 16.8.09	4 t	2,200 k	低公害車
	28	香川 800-5294	圧縮	H 17.8.04	4 t	1,850 k	低公害車
	29	香川 800-5344	回転	H 17.8.29	4 t	2,050 k	天然ガス車
ダンプ車	1	香川 11-9503		H 6.9.28	3.25 t	3,250 k	
	2	香川 11-1923		H 8.8.28	2 t	2,000 k	
	3	香川 11-1924		H 8.8.28	2 t	2,000 k	
	4	香川 11-975		H 7.11.18	2 t	2,000 k	
軽四ダンプ	1~22	香川					

平成 14 年度以降の清掃関係特殊車は、環境への影響を考慮して、全て低公害型の車両に更新しており、平成 16 年度以降については、より環境への影響が少ない天然ガス車への更新も実施している。天然ガス車は、環境政策上、窒素酸化物や硫黄酸化物の減量を目的として、今後積極的に導入を行う予定である。

(2) ごみ収集車の稼働および積載状況

ごみ収集車(機械車のみ)について、平成17年11月の稼働および積載状況を調査した。その状況は、次のとおりである。

	車番	車種	平成17年11月分			最大積載量	備考
			搬入回数	積載量	1回当たり積載量		
1	香川 88-7544	4 t	6	5,580 k	930 k	2,000 k	用途別車両
2	香川 88-8130	4 t	27	20,470 k	758 k	2,500 k	用途別車両
3	香川 88-4009	5.5 t	43	49,400 k	1,149 k	2,600 k	
4	香川 88-4016	5.5 t	43	40,740 k	947 k	2,600 k	
5	香川 88-4019	5.5 t	23	21,450 k	933 k	2,700 k	用途別車両
6	香川 88-4024	5.5 t	43	44,790 k	1,042 k	2,900 k	
7	香川 88-8721	4 t	43	49,170 k	1,143 k	2,500 k	
8	香川 88-9513	2 t	43	31,990 k	744 k	2,000 k	
9	香川 88-9514	2 t	15	11,320 k	755 k	2,000 k	予備車両
10	香川 88-9534	3 t	42	31,800 k	757 k	2,900 k	
11	香川 88-9535	2.75 t	41	26,020 k	635 k	2,750 k	
12	香川 88-208	4 t	43	55,740 k	1,296 k	2,100 k	
13	香川 88-210	4 t	43	41,000 k	953 k	2,500 k	
14	香川 88-211	4 t	43	34,230 k	796 k	2,500 k	
15	香川 88-212	4 t	38	21,720 k	572 k	1,750 k	用途別車両
16	香川 88-213	4 t	42	29,990 k	714 k	1,750 k	用途別車両
17	香川 88-4026	5.5 t	43	48,330 k	1,124 k	3,200 k	
18	香川 88-1090	4 t	43	52,250 k	1,215 k	2,100 k	
19	香川 88-1091	4 t	43	51,710 k	1,203 k	2,100 k	
20	香川 88-1092	4 t	43	38,520 k	896 k	1,850 k	
21	香川 88-1132	2 t	13	9,310 k	716 k	2,000 k	予備車両
22	香川 800-2425	4 t	41	46,950 k	1,145 k	2,150 k	
23	香川 800-3116	4 t	43	48,690 k	1,132 k	2,250 k	低公害車
24	香川 800-3796	4 t	42	54,300 k	1,293 k	2,200 k	低公害車
25	香川 800-4523	4 t	42	42,020 k	1,000 k	2,200 k	低公害車
26	香川 800-4610	4 t	43	46,210 k	1,075 k	2,050 k	天然ガス車
27	香川 800-4522	4 t	42	41,240 k	982 k	2,200 k	低公害車
28	香川 800-5294	4 t	42	44,270 k	1,054 k	1,850 k	低公害車
29	香川 800-5344	4 t	43	50,480 k	1,174 k	2,050 k	天然ガス車

各車両毎に月間搬入回数を調査したところ、用途別車両および予備車両を除いて月 40 回以上の稼働状況となっていた。予備車両は、一般車両が故障修理等の際に備えて所有している比較的購入年度の古い車両であり、この月の搬入回数は 10 回程度であった。また、1 回当たり積載量が最大積載量を超えている車両はなかった。相当余裕を残した積載状況となっているが、これは、直営車両がプラスチック容器包装や缶・ビン・ペットボトル等の比較的比重の軽いごみを収集の対象としていることに起因している。

ごみ収集車両の運営および管理については、効率的にかつ適正になされていた。

3. 人件費について

(1) 特殊勤務手当について

ごみの収集運搬に係る人件費の中で、特徴的なものとして存在する特殊勤務手当として、高松市職員特殊勤務手当支給規程では次のように定めている。

種類	職員の範囲	手当金額	
自動車乗務 職員手当	(1) 環境政策課または環境業務課に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	月額	¥4,400
	(2) 環境政策課または環境業務課に勤務する職員で、前号職員に代って自動車の運転に従事するもの	月額	¥4,400
	(3) 第1号に定める職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を1日につき4時間以上運転したものの	1日につき	¥340
	(4) 前号に定める特殊自動車に同乗して作業に従事した職員	1日につき	¥340
じんかい処理 手当	(2) 環境政策課または環境業務課に勤務する職員で、直接じんかいの収集または処分に従事したもの(自動車の運転に従事したものを含む)	1日につき	¥1,260

(2) 個別監査手続

環境業務課所属の人員の中からサンプリングで5名抽出し、次の監査手続を実施した。

- (a) 出勤簿を閲覧し、人員の実在性および出勤状況を確認した。
- (b) 給料が、条例等に基づき適正に計算されているかどうかを確認した。
- (c) 扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当および時間外勤務手当等の職員手当等が、条例、規則、規程および事実に基づいているかどうかを関係証憑と照合して確認した。

(3) 個別監査の結果

人件費は、条例、規則、規程および事実に基づき正しく支給されており特に付言すべき事項はない。

4. ごみ・し尿処理原価の原価計算について

(1) ごみ処理原価の原価計算

高松市のごみ処理事業の各事業部門別の処理原価を詳しく検証するため、発生部門・項目毎のごみ処理原価を示せば、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収集部門		1,964,607	2,154,699	2,123,021	2,114,437	2,291,468
人件費		937,968	952,557	914,403	943,548	932,433
物件費等		1,012,283	1,169,375	1,171,182	1,131,547	1,317,323
減価償却費		12,730	26,886	29,970	31,876	34,593
公債償還利子		1,624	5,880	7,465	7,465	7,117
中間処理部門		2,895,336	2,964,232	2,314,162	2,744,377	3,765,051
人件費		418,203	444,016	435,226	455,744	438,235
物件費等		1,324,534	1,339,869	1,302,052	1,566,640	1,780,790
減価償却費		1,029,398	1,068,491	461,885	591,325	1,403,397
公債償還利子		123,199	111,854	114,998	130,665	142,627
最終処理部門		526,526	558,565	544,696	462,603	420,424
人件費		97,228	99,250	114,205	115,511	54,983
物件費等		204,292	207,862	159,324	157,531	183,536
減価償却費		191,255	220,252	241,646	161,253	151,160
公債償還利子		33,749	31,200	29,518	28,308	30,744
管理部門		323,320	187,232	189,071	150,318	168,415
人件費		170,379	134,416	147,615	122,628	136,419
物件費等		144,125	43,953	33,046	27,270	31,728
減価償却費		4,721	4,980	4,746	418	267
公債償還利子		4,093	3,882	3,663	—	—
合 計		5,709,791	5,864,729	5,170,951	5,471,736	6,645,360
人件費		1,623,781	1,630,240	1,611,451	1,637,433	1,562,072
物件費等		2,685,237	2,761,060	2,665,605	2,882,989	3,313,379
減価償却費		1,238,106	1,320,608	738,248	784,874	1,589,419
公債償還利子		162,666	152,818	155,646	166,439	180,489

また、トン当たりのごみ処理原価の推移を趨勢で見るため、平成12年度を100とする指数で示せば、次のとおりである。原価指数が前年度に比べて5%以上乖離している箇所で「↑」のマークを付けた①から⑦について内容を分析していく。

区 分		年 度				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収集部門	トン当たり処理原価(円)	23,789	25,089	24,637	23,568	25,803
	原価指数	100	↑①105	103	99	↑②108
中間処理部門	トン当たり処理原価(円)	21,517	20,379	16,022	18,294	24,737
	原価指数	100	94	↓③74	↑④85	↑④114
最終処理部門	トン当たり処理原価(円)	16,737	18,217	18,738	16,398	21,505
	原価指数	100	↑⑤108	111	↓⑥97	↑⑦128

上記の2つの表並びに詳細な原価計算表および担当課への確認等により把握した大きな原価増減の理由は、次のとおりである。

(収集部門の原価)

- ① 平成13年度には前年度より物件費等が157,092千円、減価償却費が14,156千円も増加している。物件費等の増加は、家庭系ごみの資源分別収集および容器包装リサイクル法の施行に伴う平成12年7月の新収集体制への移行が原因で、収集回数の増加による収集運搬費やステーション数の増加によるステーション管理費が増えたからである。

また、平成12年10月にごみ収集基地施設事務所棟が完成したので、減価償却費が増加した。

- ② 平成16年度にも物件費等が前年度より185,776千円増加している。これは、平成16年10月に実施された家庭ごみ有料化が主たる原因である。可燃ごみおよび破碎ごみを排出するためには高松市が作成した指定収集袋を使用しなければならぬ。この指定収集袋の購入代に104,336千円、収集袋販売委託料に34,003千円、その他啓発・広報・袋の在庫管理やごみステーション監視指導の委託料等家庭ごみ有料化事業として合計180,813千円が、平成16年度に計上された。

(中間処理部門の原価)

- ③ 平成 14 年度には減価償却費が、前年度に比べ 606,606 千円も減少している。これは、南部広域清掃センターおよび西部広域クリーンセンター焼却施設の償却期間が終了し、これら施設の減価償却費が 0 となったためである。なお、南部広域清掃センターは、平成 15 年 12 月まで稼動しており、西部広域クリーンセンター焼却施設は、現在も稼動中である。
- ④ 南部広域クリーンセンターにおいて、平成 14 年度末に廃棄物再生利用施設が、平成 15 年度末にごみ処理施設が完成したので、減価償却費が、前年度より平成 15 年度は 129,440 千円、平成 16 年度は 812,072 千円増加した。また、これらの施設の稼動に伴って高松地区広域市町村圏振興事務組合への組合負担金が増え物件費等も増加した。

(最終処理部門の原価)

- ⑤ 平成 13 年度には減価償却費が、前年度に比べ 28,997 千円増加している。これは、南部広域清掃センター埋立処分地が改良工事にさしかかり陶最終処分場への搬入量が増えたため、埋立量を基準にするいわゆる生産高比例法である産高法による減価償却費が、増加したものである。
- ⑥ 平成 15 年度は前年度に比べ減価償却費が、大きく減少している。この理由は、陶最終処分場の第 2 期工事竣工に伴ない産高法による減価償却の基準を変更したことによる。まず、施設の償却期間を 13 年から 19 年へと 6 年延長した。この影響は、16,207 千円の償却費の減少となった。次いで、埋立単価@5,002 円/m³を、1 期・2 期工事の全体埋立量を用いて見直し@3,286 円/m³とした。この影響は、83,736 千円の償却費の減少となった。
- ⑦ 平成 16 年度の最終処理部門のごみ処理原価は、前年度に比べて 42,179 千円減少している。にもかかわらず、処理量の激減（15 年度 29,007t → 16 年度 20,058t）によりトン当たり処理原価は大きく上がっている。ごみ処理原価の減少の主因は、陶最終処分場へのごみ自己搬入禁止で余剰人員を配置転換したことによる人件費の削減 60,528 千円であった。

一方、処理量については、ごみが中間処理を経て焼却灰から熔融スラグとなり量が減少していることもあるが、平成16年度は災害ごみが大量に発生したという特殊要因があり、ごみの一部が災害ごみに混じって排出され、処理量の激減となったかも知れない。

(2) し尿処理原価の原価計算

高松市のし尿処理原価の推移を趨勢で見るため、平成12年度を100とする指数で示せば、次のとおりである。

区 分 \ 年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
キロリットル当たり処理原価（円）	7,090	7,131	7,266	9,073	7,513
原価指数	100	100	102	127	105

平成15年度の処理原価が、突出して高くなっている。

この理由は、脱水汚泥の焼却処理からセメント原料へのリサイクル活用への切り替え設備整備費94,684千円（高松市の負担額）が、有形固定資産とされず平成15年度の処理原価に算入されたからである。

(3) 原価計算についての意見

このように内容を見てくると高松市の原価計算には、次の問題点が存在する。

- ① そもそも、ごみ・し尿の確立された原価計算の基準が、行政の会計に存在しない。このため、原価の発生、原価の性質、減価償却の計算等において各市が、工夫をしながら様々なやり方をしているということである。
- ② 原価の発生という点からは、年度の原価なのか、たな卸資産なのか、固定資産なのかの区分が、歳出で処理される現金主義の会計では把握できない。ごみ袋等のたな卸資産は、歳出した年度に未消費の在庫があれば年度の原価ではなく、次年度の原価としなければならない。ところが、たな卸資産の認識がないため、年度の原価となっている。

また、し尿処理原価の原価計算では、平成15年度に有形固定資産とすべき設

備整備費（ホッパー及び搬送設備設置工事）を原価に算入していたため、この年度の処理原価は、25%近くも高くなっていた。

- ③ 原価の性質という点からは、原価は経常的で正常な原価を原価計算対象とすべきであり、臨時、異常な原価は、対象とすべきでない。この観点から、平成16年度の災害に係る原価は除いて計算されており、適切に処理されているが、ごみ収集部門において平成13年度と平成16年度に見られるごみ処理原価の上昇は、新収集体制への移行や家庭ごみ有料化という制度改正の影響である。制度改正へ向けての広報、研修、監視、管理等の経常的でない原価が、算入され計算されているといえる。
- ④ このように見てくると、原価計算の目的は何かというところに行きつく。企業会計においては、「収益と費用の対応」のために正しい原価の把握が求められる。行政においては、歳入のごみ処理手数料との係り合いにおいてどこまで正しい原価の把握が必要かということになる。平成15年度までは家庭ごみは無料であったため、正しい原価を把握する必要性は薄かったかもしれないが、家庭ごみが有料となった今日、原価計算のあり方を検討する必要があると思われる。
- ⑤ もう1点付言すれば、高松市の特殊性を挙げることができる。即ち、高松市のごみ・し尿処理施設のうち高松市の会計であるのは、陶最終処分場第2処分地のみで、他施設はすべて高松地区広域市町村圏振興事務組合が設置主体の会計である。したがって、別会計である同組合の各事業特別会計の中から、高松市の原価計算に必要な数値を、高松市の負担部分だけ抜き出して原価計算をしなければならなかった。

ワンクッションを経ての原価計算は、複雑なものにならざるを得なかったが、平成18年度以降は、高松市と周辺町との合併に伴ない同組合は解散し、これら施設は高松市の施設となる予定であり、今後はもう少し明確な計算が期待できるところである。

(4) 減価償却と有形固定資産についての意見

ごみ・し尿処理原価の原価計算において、減価償却費は大きな影響を与えている。減価償却費の大小で、新しい施設の原価は高くなり、古い施設を使用している場合で償却期間が終了してしまっているときは、施設が移動していても償却費は0となり原価は低くなる。

このため、この減価償却費の影響を排除したランニングコストだけの処理原価も高松市は算出している。

そこで、減価償却計算とその基礎になる有形固定資産の取得価額について問題点を述べる。

① 高松市の採用している減価償却計算

減価償却計算には、取得価額と償却単位(グルーピング)、償却方法、償却期間(一般には耐用年数)、残存価額が計算要素として挙げられる。

まず、償却単位と償却期間についてであるが、ごみ処理施設の減価償却計算において、高松市は施設を償却単位としてグルーピングして計算をしている。償却期間は、施設の建物、構築物や機械装置等の耐用年数を加重平均して求めている。このため、施設の償却期間が建物、構築物の耐用年数より相当短くなり、施設が稼働中であるにもかかわらず償却期間が終了して減価償却費0という施設がでてきている。施設毎に減価償却費を把握する必要があるが、一般的な方法である資産の種類毎に耐用年数による減価償却計算をするべきである。

次に、償却方法であるが、ごみの最終処理部門は、産高法を、その他の部門は、残存価額を1割とする定額法を採用している。定額法を採用している施設の残存価額についての問題点であるが、償却期間が終了した年度後、施設廃棄時に至るまでの年度で残存価額を原価に算入しなければならないにもかかわらず、原価に算入せずそのまま原価計算から除外している。

② 有形固定資産について

有形固定資産は、取得価額で資産台帳に載せられ、償却資産については減価償却の対象として認識する必要がある。貸借対照表の存在しない現在の行政の会計体系からすれば、資産台帳は、貸借対照表に計上された資産の内訳台帳であるという位置づけではなく、歳出項目の中で金額重要度のある施設や管理上の必要性から車両等を抜き出し記載しているものである。実物資産との対応や資産管理の面で網羅性が確保されているとはいえない。

したがって、歳出項目の中で有形固定資産の抽出に洩れがあれば、原価計算上原価を押し上げてしまうことになる。平成 15 年度のし尿処理原価の原価計算で検出されたとおりであり、固定資産として減価償却の対象とするか、歳出年度の原価とするかの基準を明確にし、固定資産の抽出洩れがないように注意する必要がある。

5. ごみの収集・運搬業務等の委託について

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2に基づき、その区域内における一般廃棄物の収集、運搬および処理をしなければならない。高松市では、一般廃棄物を、家庭系ごみ（市民の家庭生活から発生するごみ）、事業系ごみ（市内の事業所から発生するごみで一般廃棄物に該当するもの）並びにし尿および浄化槽汚泥に区分し、昭和40年7月から家庭系ごみの収集・運搬業務を民間業者に委託することを開始している。紙・布類の収集および運搬業務については、総額309百万円、紙・布類再資源化のための処理委託業務については、総額17百万円、分別収集により回収した缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック包装容器の再商品化に伴う中間処理、保管・搬出業務に179百万円をそれぞれ支出している。

これら委託料の支出の業務委託契約は、すべて随意契約の方法で締結されていた。次に、各業務委託契約について契約書および関係資料を閲覧、質問をして、契約に関する手続が、条例、規則および事実に基づき正しく処理されているかどうかを検討する。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬業務

高松市は、平成16年4月1日に平成16年度の一般廃棄物の一部（燃やせるごみとプラスチック容器包装）の収集および運搬業務について、6業者と各々業務委託契約を締結し、締結した1業者以外の他の5業者が連帯保証人として契約締結業者が契約を履行しない場合にその委託業務を実施することを約した。その契約締結に至る過程は次のとおりで、単価について業者と協議し、内諾書を徴取し、その結果委託業者が決定したので、単価契約を締結し、経費を支出するというものである。

内諾書

高松市は、平成 16 年 3 月 24 日に平成 16 年度に家庭系可燃ごみの全部とプラスチック容器包装の一部の収集および運搬業務を業者に委託するに当たり、ごみ収集および運搬業務委託料の基準単価について業者から内諾書の徴取を行うことを決めた。その決裁書には、契約方法として、随意契約（根拠：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、高松市契約規則第 18 条第 1 項、第 2 項）とあり、内諾書徴取業者は決定されていた。

内諾書（案）（委託料基準単価）の内容は、次のとおりである。即ち、委託料基準単価は、固定割部分と重量割部分から成り、固定割の基準単価は、4 トン車 1 台 1 ヶ月当たり 1,984,600 円、軽四車 1 台 1 ヶ月当たり 485,950 円である。重量割の基準単価は、燃やせるごみについては搬入 1 トン当たり 2,020 円、プラスチック容器包装については搬入 1 トン当たり 10,100 円である。いずれも、平成 15 年度と同額である。算出の根拠は、平成 12 年に、収集するごみの量を基準に、収集運搬に要する車両の購入費、減価償却費、燃料代、保険料、人件費等を考慮して、収集車両を稼働させるのに必要な費用全体を積算し、業者に収集の意欲を失わせないために、これを固定割と重量割に配分して、額を決定したものであり、その後折衝により毎年決定している。

業者選定理由として、ごみの収集および運搬業務は、豊富な経験が必要とされること、この業務の委託基準としては、廃棄物処理法施行令第 4 条第 1 号にも「この業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」とあること、内諾書徴取業者は、業務を適正に処理できる施設、人員等を十分に有しており、かつ長年に渡り収集運搬業務を適正に処理している実績もあり、豊富な知識と経験を有し、業務遂行にも信頼がおけることが記載されていた。

なお、「本来、見積書を徴取すべきところではありますが、業務の特殊性等から、その単価について業者と協議し、見積書に替えて内諾書を徴取するものです。」とあった。その意味合いは、高松市契約規則第 18 条第 2 項には、「市長は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積もりに必要な事項を示して、なるべく 2 以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、国または他の地方公

共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を提出させるいとまがないとき、官報その他のものにより価格が確定し見積書を提出させる必要がないとき、または特別に市長が認めたときは、この限りでない。」とあるので、2以上の者から見積書を提出させなければならないことの例外とした趣旨であると思われる。

単価契約

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日に平成 16 年度に係るごみ収集および運搬業務の実施に伴う内諾書の徴取を行った結果、委託業者が決定したので、単価契約を締結し、経費を支出することとした。

- (a) 契約金額（単価契約） 前述の内諾書のとおり
- (b) 委託契約期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- (c) 支出予定金額 681,345,200 円
- | | | |
|-----|------------|--|
| 固定割 | 4 トン車 | $1,984,600 \text{ 円} \times 21.5 \text{ 台} \times 12 \text{ ヲ月} = 512,026,800 \text{ 円}$ |
| | 軽四車 | $485,950 \text{ 円} \times 6 \text{ 台} \times 12 \text{ ヲ月} = 34,988,400 \text{ 円}$ |
| 重量割 | 燃やせるごみ | $2,020 \text{ 円} \times 54,500 \text{ トン} = 110,090,000 \text{ 円}$ |
| | プラスチック容器包装 | $10,100 \text{ 円} \times 2,400 \text{ トン} = 24,240,000 \text{ 円}$ |
- (d) 契約先 内諾書徴取業者と同一

業務委託契約の内容は、6 業者とも同一であり、収集運搬の地区割り等もなされていなかった。しかし、実際には、高松市は 6 業者に対し、校区毎に収集運搬の地域を指示していた。

意見

以上のとおり、高松市は、燃やせるごみとプラスチック容器包装の収集および運搬業務を委託するに際し、従前から委託していた 6 業者と協議のうえ作成した内諾書を徴取し、見積書を提出させることなく、業務委託契約を締結している。

その理由は、委託先の業者が、業務を適正に処理できる施設、人員等を十分に有しており、かつ長年に渡り収集運搬業務を適正に処理している実績もあり、豊富な知識と経験を有し、業務遂行にも信頼がおけるからということである。

確かに、廃棄物処理法施行令第 4 条第 1 号には「この業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」とあり、委託先である業者が経験を有することが必要で

あることは疑いない。しかし、経験を有することが必要であることは、業者間の競争を否定する理由にはならない。経験を有する業者相互間で競争させる方法をとれば良いからである。決裁書に記載されている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、契約の公正および価格の有利性を図ることを目的として契約締結の方法に制限を加えている趣旨であるから、経験を有する業者相互間で競争させることこそが法令の趣旨に適合すると思われる。最高裁の判例（昭和62年3月20日）によれば、「その性質または目的が競争入札に適しないもの」には、「不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らしまたはその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」も含まれるが、判例の事案は、ごみ処理施設という複雑かつ大規模な施設の建設を目的とし、注文者において施設自体の品質、機能、工事価格だけでなく、建設工事の遂行能力や施設が稼動した後の保守点検態勢への考慮から特定の相手方を選定しその者との間で契約を締結したというものである。高松市と6業者と間の燃やせるごみとプラスチック容器包装の収集および運搬業務を委託する契約について、考慮に値する事情として担当者が指摘したのは、6業者には経験ないし実績があることであるが、それだけでは契約の公正および価格の有利性を犠牲にする理由としては十分でないと思われる。

なお、一般廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として、廃棄物処理法施行令第4条第4号が「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を挙げていることを根拠に、廃棄物処理法ないし同法施行令が入札による低価格での契約締結という経済性の確保よりも適正価格による業務の遂行を重視していると解する見解もある。しかし、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」は当然のことであり、入札の場合、入札者は「受託業務を

遂行するに足りる額」を前提に入札額を決定していると考えらるべきである。したがって、これを根拠とする見解には疑問が残る。

また、見積書を提出させない理由として、決裁書には、「業務の特殊性等から」見積書を提出させないこととした旨記載されていたが、その趣旨を確認したところ、事情は次のとおりであった。即ち、高松市は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）」が制定されたことを考慮し、同法の趣旨に沿って、ごみ収集運搬業務の委託が単なる業務委託ではなく、上記特別措置法に基づく補償措置であるということであった。

しかし、上記特別措置法は、「市町村は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなるし尿処理業等の事業について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化および規模の適正化を図るための事業に関する計画を定め、都道府県知事の承認を受けることができる」というものであり、し尿処理業者にごみの収集運搬業務を補償措置として委託する根拠にすることには問題が残る。そして、この特別措置法を委託の根拠とした過去の合意に、どの程度、いつまで拘束されるべきか疑問である。

また、上記の最高裁判所の判例に照らし、市長の裁量により従来の業者と随意契約を締結しているという説明も可能であるが、その場合には、そうせざるを得ない必要性と、そうしても問題はないという許容性についての説明責任が果たされる必要がある。しかし、その説明責任が果たされているといえるか疑問である。

したがって、燃やせるごみとプラスチック容器包装の収集および運搬業務を委託する契約の締結に際し、業者から見積書を提出させない理由はないし、競争入札をしない理由もないと言わざるを得ない。しかしながら、ごみの収集運搬業務については、長年にわたり随意契約により委託してきた経緯もあり、入札業者の選定、地区割り、収集品目をどうするか、適正処理の観点から収集時間が守れるか等の課題を解決する中で漸次競争を可能にする条件整備をする必要があると思われる。

なお、業者との契約書に委託業務の内容として当該業者が担当する地域（校区）

を記載してないのは、委託業務の内容の重要な要素を特定するのに十分でなく、適当でない。契約書に地域（校区）を記載すると業者毎に異なる契約書になり、煩雑であるが労を惜しむべきではないと思われる。

(2) 紙・布類の収集運搬業務

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日に平成 16 年度の紙・布類の収集および運搬業務について、2 業者と各々業務委託契約を締結し、契約を締結した 1 業者以外の他の 1 業者が連帯保証人として契約締結業者が契約を履行しない場合その委託業務を実施することを約した。その契約締結に至る過程は、燃やせるごみとプラスチック容器包装の収集および運搬業務と同様に、単価について業者と協議し、内諾書を徴取し、その結果委託業者が決定したので、単価契約を締結し、経費を支出するというものである。随意契約とする理由についても同様であった。

内諾書

内諾書（案）（委託料基準単価）の内容は、次のとおりである。即ち、委託料基準単価は、固定割部分と重量割部分から成る。固定割の基準単価は、業者によって異なり、1 業者は 1 ヶ月当たり 4,594,485 円、もう一つの業者は 1 ヶ月当たり 6,891,680 円、重量割の基準単価は、搬入 1 トン当たり 8,550 円であった。いずれも、平成 15 年度と同額であった。基準単価は、平成 12 年に、当時の収集・運搬する紙・布類の量をもとに収集・運搬に必要な車両の購入費、減価償却費、燃料代、保険料、人件費等を考慮して、収集車両を稼働させるのに必要な費用全体を積算し、担当している地域の広さ、人口等により異なる必要な車両の保有数に応じて固定割部分を決定し、また収集意欲を失わせないことを考慮して重量割部分を決定したものである。

業者選定理由として、決裁書には、両者は、昭和 55 年以来、高松市が実施している資源回収事業、分別収集において本市との契約をすべて誠実に履行しており信頼性が高いことが記載されていた。

なお、「本来、見積書を徴取すべきところでありますが業務の特殊性から、その単価について業者と協議し見積書に替えて内諾書を徴取するものです。」とあった。

単価契約

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日に紙・布類の収集および運搬業務を業者に委託するに当たり内諾書を徴取した結果、委託業者が決定したので、単価契約を締結することとした。

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (a) 契約金額（単価契約） | 前述の内諾書のとおり |
| (b) 委託契約期間 | 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで |
| (c) 支出予定金額 | 298,573,980 円 |
| 固定割 | 6,891,680 円 × 12 ヲ月 = 82,700,160 円 |
| | 4,594,485 円 × 12 ヲ月 = 55,133,820 円 |
| 重量割 | 8,550 円 × 18,800 トン = 160,740,000 円 |
| (d) 契約先 | 内諾書徴取業者と同一 |

業務委託契約の内容は、2 業者とも同一であり、収集運搬の地区割り等もなされていなかった。しかし、実際には、高松市は 2 業者に対し、校区毎に収集運搬の地域を指示していた。

意見

以上のとおり、高松市は、紙・布類の収集および運搬業務を委託するに際し、従前から委託していた 2 業者と協議して作成した内諾書を徴取し、見積書を提出させることなく、業務委託契約を締結している。

その理由は、委託先である業者が、信頼性が高いからということである。しかし、信頼性が高いだけで競争を排除する理由として十分であるのか疑問が残る。決裁書には、「業務の特殊性から」見積書を提出させないこととした旨記載されており、その趣旨を確認したところ、昭和 50 年から行っていた地域住民と資源回収業者による資源回収が、価格の低迷により継続不能になった結果、平成 12 年から高松市において収集・運搬を行うようになった際、資源回収業者が生活の基盤を失わせるものであると主張したので、資源回収業者が新たに設立した会社に対し、高松市が紙・布類の収集および運搬業務を委託することになったということであった。

このような経緯で、高松市は紙・布類の収集および運搬業務を委託する際、競争を排除し、また見積書を提出させないで契約しているが、漸次競争を可能にする条件整備をする必要があるように思われる。

(3) 紙・布類再資源化のための処理委託

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日に平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 30 日までの分別回収された紙・布類再資源化のために、高松市廃棄物再生処理事業協同組合（以下「組合」という。）と紙・布類処理委託に関する契約を締結し、合わせて平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの紙・布類残さ処理に関する覚書を締結した。その紙・布類処理委託に関する契約締結に至る過程は、平成 16 年 3 月 26 日に組合に紙類のうち雑誌、紙製容器包装および布類について見積書の提出を依頼し、これを提出させた結果、委託業者が決定したので、単価契約を締結し、経費を支出するというものであった。その後 3 ヶ月毎に同様の方法で契約をしている。

随意契約とする理由として、決裁書には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が記載されていた。業者選定理由として、組合は、圧縮・梱包設備を有する専門問屋 3 社で構成され、近隣に同等以上の処理能力を有する団体、業者はいない旨記載されていた。

見積書

組合が高松市に提出した分別回収された紙・布類再資源化のための処理委託料の見積書の内容は、次のとおりであった。

(a) 見積期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 30 日

(b) 対象物と処理委託単価

対象物	処理委託単価
雑誌	2.0 円 / k g
その他紙製容器包装	10.0 円 / k g
布類	2.0 円 / k g

単価は、紙・布類の種類毎に選別・梱包に要する総費用から古紙・布類の売却見込み価格を控除して算出している。

- (c) 重量計測 「貴組合の計量器により算出し、双方で確認するものとする。」

紙・布類処理委託に関する契約書

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日にごみ収集事業により回収した紙・布類について再資源化のための処理委託にあたり、見積書を徴取した結果、委託業者が決定したので、次のとおり単価契約を締結した。

- (a) 契約金額（単価契約） 前述の見積書のとおり
- (b) 委託契約期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 30 日まで
- (c) 支出予定金額 5,000,000 円
- | | |
|--------|------------------------------------|
| 雑誌 | 2.0 円 × 1,400,000 kg = 2,800,000 円 |
| 紙製容器包装 | 10.0 円 × 100,000 kg = 1,000,000 円 |
| 布類 | 2.0 円 × 600,000 kg = 1,200,000 円 |
- (d) 契約先 組合（見積書徴取業者と同一）
- (e) 委託内容 高松市が搬送した対象物（紙・布類）を引き取ること

紙・布類残さ処理に関する覚書

高松市と組合は、平成 16 年 4 月 1 日に高松市のごみ収集事業により回収した紙・布類の残さ処理について、次のとおり覚書を締結した。

- (a) 目的 高松市は、組合が布残さの一部を高松市の指示する施設において、無償で焼却処分することを認める。
- (b) 期間 平成 16 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
- (c) 限度 無償で焼却できる量は、高松市が搬入した布の量の 30%を限度とする。
- (d) 報告 組合は、布搬入量と布残さ無償焼却量を各月毎に集計し、高松市に対しその結果を翌月 10 日までに報告する。

意見

以上のとおり、高松市は、紙・布類の再資源化のための処理を委託するに際し、3ヵ月毎に組合から見積書を提出させ、処理委託契約を締結している。見積書の内容は、4通とも同一であり、平成16年度においては、紙・布類の価格変化がなかったためである。

組合と随意契約をした実質的な理由は、近隣に同等以上の処理能力を有する団体、業者がないということであり、圧縮・梱包設備からは騒音が出ること、梱包後の古紙の保管のためには広い場所が必要なことを合わせ考慮すると、紙・布類の再資源化のための処理を委託する相手は組合以外になく（組合を構成する各専門問屋単独では処理能力が十分でない）、契約の性質または目的が競争入札に適しないものと認められる。

しかし、委託の内容は、組合を構成する専門問屋が紙・布類を引き取ることであり、組合は引き取った紙・布類を売却して、その売却先が再資源化をするということである。そうとすると、検収の内容としては、組合の売却先がどこであったのか、その売却先が紙・布類を再資源化することを業としているか、組合が売却先から得る売却代金の額も確認すべきであるということになるが、古紙については、市況が存在しているので、その確認は必要でないことになる。高松市では、毎週月曜日に発行される「古紙ジャーナル」の古紙市況欄の記載により、古紙の市況を確認している。

ところで、紙類のうち、新聞、紙パックおよび段ボールについては、高松市と組合との間で売払い契約を締結している。平成16年4月1日から同年6月30日までの売払い予定単価および収入予定金額は、次のとおりであった。

種類	単価	収入予定金額
新聞	3.5 円 / kg	3.5 円 × 2,300,000 kg = 8,050,000 円
紙パック	5.0 円 / kg	5.0 円 × 20,000 kg = 100,000 円
段ボール	2.0 円 / kg	2.0 円 × 700,000 kg = 1,400,000 円
	合計	9,550,000 円

そして、実際、高松市は組合に対し、上記期間に、合計 10,033,395 円分を売払った。その後も、3 ヶ月毎に売払い契約が締結された。

なお、組合作成の見積書に「重量計測は、貴組合の計量器により算出し、双方で確認するものとする。」と記載されており、組合が自らを「貴組合」と呼ぶはずがないので、高松市の担当者に確認したところ、見積書は、高松市において作成したものであった。

(4) 缶・びん・ペットボトル等の再商品化に伴う中間処理、保管・搬出業務等

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日に平成 16 年度のごみ収集事業により回収した缶・びん・ペットボトル及びプラスチック容器包装の再商品化に伴う処理業務委託並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定めるガラスびんの特定事業者再商品化義務量を除く部分（市町村負担分）の再商品化に関し、1 事業者と缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装処理業務委託契約書、ガラスびん再商品化業務委託契約書を締結し、合わせて平成 16 年度の「缶・びん・ペットボトル」「プラスチック容器包装」残さ処理に関する覚書を締結した。これらの契約締結に至る過程は、平成 16 年 3 月 24 日に、見積徴取業者 1 社に缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装の中間処理業務並びにガラスびん再商品化業務について、単価見積書の提出を依頼し、これを提出させた結果、委託業者が決定したので、単価契約を締結し、経費を支出するというものであった。

随意契約とする理由として、決裁書には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が記載されていた。業者選定理由として、当該業者は、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「リサイクル協会」という。）の分別基準適合物保管場所に指定されるとともに、びんの再商品化事業者であり、また中間処理等の能力を有する業者も近隣にない旨記載されていた。

見積書

当該業者が提出した缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装の中間処理業務並びにガラスびん再商品化業務について、処理料の見積書の内容は、次のとおりであった。

(a) 見積期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日

(b) 引き受け単価（消費税および地方消費税の額を含む）

対象物	単価
缶・びん・ペットボトル中間処理、保管・搬出	17.0 円 / k g
プラスチック容器包装中間処理、保管・搬出	42.0 円 / k g
ガラスびん再商品化処理	2.0 円 / k g

単価は、他市町村の当該業者に対する委託価格、当該業者と取引している他の企業の委託価格を参考にして決定されている。

(c) 重量計測 当社の計量器により算出し、双方で確認するものとする。

缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装処理業務委託契約

高松市は、平成 16 年 4 月 1 日にごみ収集事業により回収した缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装の再商品化に伴う処理業務に関し、見積書を徴取した結果、委託業者が決定したので、次のとおり単価契約を締結した。

(a) 契約金額（単価契約） 前述の見積書のとおり

(b) 委託契約期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

(c) 支出予定金額 152,152,000 円

缶・びん・ペットボトル中間処理、保管・搬出

$$17.0 \text{ 円/kg} \times 3,000,000 \text{ kg} = 51,000,000 \text{ 円}$$

プラスチック容器包装中間処理、保管・搬出

$$42.0 \text{ 円/kg} \times 2,400,000 \text{ kg} = 100,800,000 \text{ 円}$$

ガラスびん再商品化処理

$$2.0 \text{ 円/kg} \times 176,000 \text{ kg} = 352,000 \text{ 円}$$

(d) 契約先 見積書徴取業者と同一

(e) 委託内容

イ. 缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装について、容器包装リサイクル法に定める関係法令に従い選別、異物除去、圧縮、梱包等を行ない、同法第2条第6項に規定する主務大臣の指定を受けた保管場所に保管すること

ロ. びん・ペットボトル・プラスチック容器包装については、リサイクル協会および高松市の指定した者に引き渡すこと

ハ. 缶については、高松市が指示する場所に業者の車両により搬出すること

ニ. 容器包装リサイクル法に定めるガラスびんに係る分別基準適合物のうち、同法の定める特定事業者再商品化義務量を除く部分を引き受け、再商品化すること

「缶・びん・ペットボトル」「プラスチック容器包装」残さ処理に関する覚書

高松市と組合は、平成16年4月1日、高松市のごみ収集事業により回収した「缶・びん・ペットボトル」「プラスチック容器包装」の残さ処理について、次のとおり覚書を締結した。

(a) 目的 高松市は、「缶・びん・ペットボトル」「プラスチック容器包装」の残さを高松市の指示する施設において、無償で処理することを認める。

(b) 期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(c) 限度 無償で処理できる量は、高松市が搬入した全搬入量の20%を限度とする。

(d) 報告 搬入量と当該残さ無償処理量を各月毎に集計し、高松市に対しその結果を翌月10日までに報告する。

意見

以上のとおり、高松市は、缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装の再商品化に伴う処理業務を委託するに際し、1つの業者から見積書を提出させ、随意契約により処理委託契約を締結している。

この業者と随意契約をした実質的な理由は、この業者が、リサイクル協会の分別基準適合物保管場所に指定されるとともに、びんの再商品化事業者であり、また中間処理等の能力を有する業者も近隣にないということであるが、当然に契約の性質または目的が競争入札に適しないものと認められるかどうかは検討を要する。なぜなら、高松市が委託した中間処理の内容は、容器包装リサイクル法に定める関係法令に従い選別、異物除去、圧縮、梱包等を行なうことであり、その中間処理業務自体はこの業者でなくても実施が不可能ではないからである。しかし、その中間処理業務をする場所とリサイクル協会の分別基準適合物保管場所とが離れていると、その間の運搬が必要になるが、この業者の場合、そのような運搬の必要がないこと、この業者はびんの再商品化事業者でもあり近隣にびんの再商品化事業者がいないこと、しかもびんの重量は缶・びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装の重量の40%程度を占めることを合わせ考えると効率性の点から、当該業者と随意契約をすることは是認できるところである。

ところで、びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装について、委託の最終目的は、これらをリサイクル協会および高松市が指定した者に引き渡し、再利用することであるが、その引き渡しは、有償でなされるのであるから、高松市は、この業者の売却先や再生品の市況等について把握するようにすべきである。

ちなみに、高松市に直接代金が入る回収後中間処理された缶類の売払い契約では、高松市メタルリサイクル協議会より平成16年4月1日から同年6月30日までの3ヵ月間で5,624,712円の収入があり、その後も3ヵ月毎に売払い契約が締結され、かなりの金額に上っているからである。